

感推 225号  
令和4年5月12日

一般社団法人岐阜県医師会長 }  
一般社団法人岐阜県病院協会会長 } 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

新型コロナウイルス感染症の届出時の留意事項について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

同感染症の届出については、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム (HER-SYS) への入力、もしくは FAX 等の代替手法により行うこととしています。

この度、届出に際し御留意いただきたい事項を別添のとおりまとめましたので、御理解、御協力をお願いするとともに、所属会員等への周知をお願いいたします。

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課  
感染症対策第一係  
係長：平岡 担当：山田  
TEL 058-272-1111 (内線 3352)  
FAX 058-278-2624



# 新型コロナウイルス感染症の届出時の留意事項

## (1) 可能な限り、HER-SYSによるすみやかな届出をお願いいたします

- HER-SYSまたはFAXによる届出（発生届）が無い場合、保健所が患者の存在を把握しても、行政対応（疫学調査や療養調整など）を進めることができません。可能な限り、診断後のすみやかな届出をお願いいたします。特に休日の前は、診断当日の届出にご協力ください。
- HER-SYSによりオンラインで届出いただくことで、重症リスクの高い患者など、優先的に対応すべき患者への早期対応に繋がります。可能な限り、HER-SYSによる届出をお願いいたします。

※1. 一部の地域では、HER-SYSまたはFAXによる届出と同時に、保健所（届出をする医療機関の所在地を管轄する保健所）へ電話で一報をお願いしています。全患者への確実な対応のため、引き続きご協力をお願いいたします。各地域での届出時の対応が分からない場合は、届出をする医療機関の所在地を管轄する保健所へお問い合わせください。

※2. 重症リスクの高い症例など、緊急と思われる患者は、※1.のお願いをしていない場合であっても、HER-SYSまたはFAXによる届出と同時に、必ず保健所へ電話で一報をお願いいたします。

## (2) 患者の現住所・連絡先（電話番号）についてご確認ください

- 保険証、住民票、カルテ等に登録されている住所は、最新でない可能性があります。最新でない（現住所と異なる）住所で届出られた場合、無関係の保健所が対応を開始してしまい、療養調整の遅れに繋がります。問診時・診断後の説明時などに、現住所について、患者へあらためて確認いただきますようご協力をお願いいたします。

※HER-SYSにより届出する場合の、住所登録に係る注意点は別紙1をご参照ください。

- 連絡先（電話番号）は、保健所からの唯一の連絡手段となるため、正確に入力してください。問診時・診断後の説明時などに、必ず連絡がつく連絡先（電話番号）であることを、患者へあらためて確認いただきますようご協力をお願いいたします。

## (3) FAXによる届出は、医療機関の所在地を管轄する保健所へ送付してください

- FAXにより発生届を送付いただく場合は、届出をする医療機関の所在地を管轄する保健所へ送付してください（宛先は別紙2を参照）。患者の現住所を管轄する保健所や、岐阜県庁（FAX：058-278-2624）へは送付しないでください。

※岐阜県外の自治体から、本紙と別の対応を指示される可能性がありますのでご注意ください（独自の運用をしている自治体がありますが、岐阜県は認可していません）。岐阜県内の医療機関からの届出は、本通知に沿ってご対応ください。

# HER-SYSにより届出の場合の、住所登録に係る注意点

カルテ・住民票・保険証などの住所情報と、患者の現住所と異なると判明した場合は、現住所の情報をHER-SYSに登録いただきますようお願いいたします。



問診などにより、  
現住所と異なる\*  
と判明



カルテ・住民票・保険証の登録  
住所など（古い住所）  
**A市△△町123番地**

現住所  
**B市〇〇町456番地**

※出張・旅行・帰省・寮生活などで古い住所から  
一時的に移動している場合も含む

この住所情報をHER-SYSに  
①②いずれかの方法で登録してください

推奨登録方法①

「当該者住所」に現住所を入力し、  
「所在地」は空欄とする

当該者住所	1234567	岐阜県	B市〇〇町	456番地
電話番号1	09012345678			<b>現住所</b>
当該者所在地	郵便番号	都道府県	住所1	住所2
		<b>空 欄</b>		
	当該者住所と同じ			

---

推奨登録方法②

「当該者住所」に古い住所を入力し、  
「所在地」に現住所を入力する

当該者住所	9876543	岐阜県	A市△△町	123番地
電話番号1	09012345678			<b>古い住所</b>
当該者所在地	郵便番号	都道府県	住所1	住所2
	1234567	岐阜県	B市〇〇町	456番地
	当該者住所と同じ			<b>現住所</b>

避けて頂きたい登録方法

「当該者住所」または「所在地」に古い住所を入力し、  
現住所を入力しない

当該者住所	9876543	岐阜県	A市△△町	123番地
電話番号1	09012345678			<b>古い住所</b>
当該者所在地	郵便番号	都道府県	住所1	住所2

現住所と異なる場所を管轄する、無関係の保健所が対応を開始してしまうため、療養調整の遅れに繋がります

3

## FAXにより届出る場合の宛先

届出をする 医療機関の住所	管轄する保健所 (届出先保健所)	FAX送付先
羽島市・各務原市・山県市・ 瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡	岐阜保健所	058-371-1233
大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八 郡・揖斐郡	西濃保健所	0584-74-9334
関市・美濃市・郡上市	関保健所	0575-33-4701
美濃加茂市・可児市・加茂郡・ 可児郡	可茂保健所	0574-28-7162
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所	0572-25-6657
中津川市・恵那市	恵那保健所	0573-25-1174
高山市・飛騨市・下呂市・大野郡	飛騨保健所	0577-34-8327
岐阜市	岐阜市保健所	058-252-1280

## 電話連絡先

保健所	平日9時00分～17時00分	左以外の時間帯
岐阜保健所	058-380-3004	
西濃保健所	0584-73-1111 (内線263)	
関保健所	0575-33-4011 (内線360)	
可茂保健所	0574-25-3111 (内線358)	058-272-8860
東濃保健所	0572-23-1111 (内線361)	(岐阜県庁 健康相談窓口)
恵那保健所	0573-26-1111 (内線258)	
飛騨保健所	0577-33-1111 (内線309)	
岐阜市保健所	058-252-0393	

※届出時の一報は、届出をする医療機関の所在地を管轄する保健所へお願いいたします。